

山形県地球温暖化防止活動推進員派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を講師等として派遣することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 推進員派遣の対象は、地球温暖化防止対策の推進に関する法律第37条第2項に規定された地球温暖化防止活動推進員の活動に関連するものであって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 学校、公民館、中小企業及び住民団体等（以下「団体等」という。）が主体となって実施する概ね5名以上の講演会・学習会等（以下「講演会等」という。）
- (2) 県内で実施される環境等に関するイベントであって、一般来場者に対する啓発活動を行うもの。ただし、派遣依頼者がイベント本体の主催者であるものに限る。
- (3) その他山形県環境科学センター所長（以下「所長」という。）が派遣相当と認めるもの

(推進員の派遣)

第3条 所長は、原則として予算の範囲内で日当及び旅費を負担して推進員を派遣する。

(推進員派遣の申請)

第4条 推進員派遣を受けようとする団体等は、別記様式第1号による推進員派遣申請書を原則として1か月前までに直接又は各総合支庁保健福祉環境部環境課を経由して、所長に提出するものとする。

(推進員派遣の決定)

第5条 所長は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い、山形県知事が委嘱する推進員から派遣する講師を選定し、派遣の可否及び派遣する推進員名（派遣を可とした場合）を申請者に通知するものとする。

(実施結果等の報告)

第6条 推進員の派遣を受けた団体等は、講演会等の終了後すみやかに、様式第2号による実施報告書を所長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。